

企業会計について

～福島市下水道事業会計 令和元年度決算をモデルとして～

福島市 都市政策部 下水道室

令和2年10月21日

地方公営企業法

(経営の基本原則)

第3条 地方公営企業は、常に**企業の経済性を発揮**するとともに、その本来の目的である**公共の福祉**※を増進するように運営されなければならない。

※「公共の福祉」＝社会一般に共通する幸福や利益。（「大辞林」より）

収益的収支

= 営業活動などに関する収入と支出

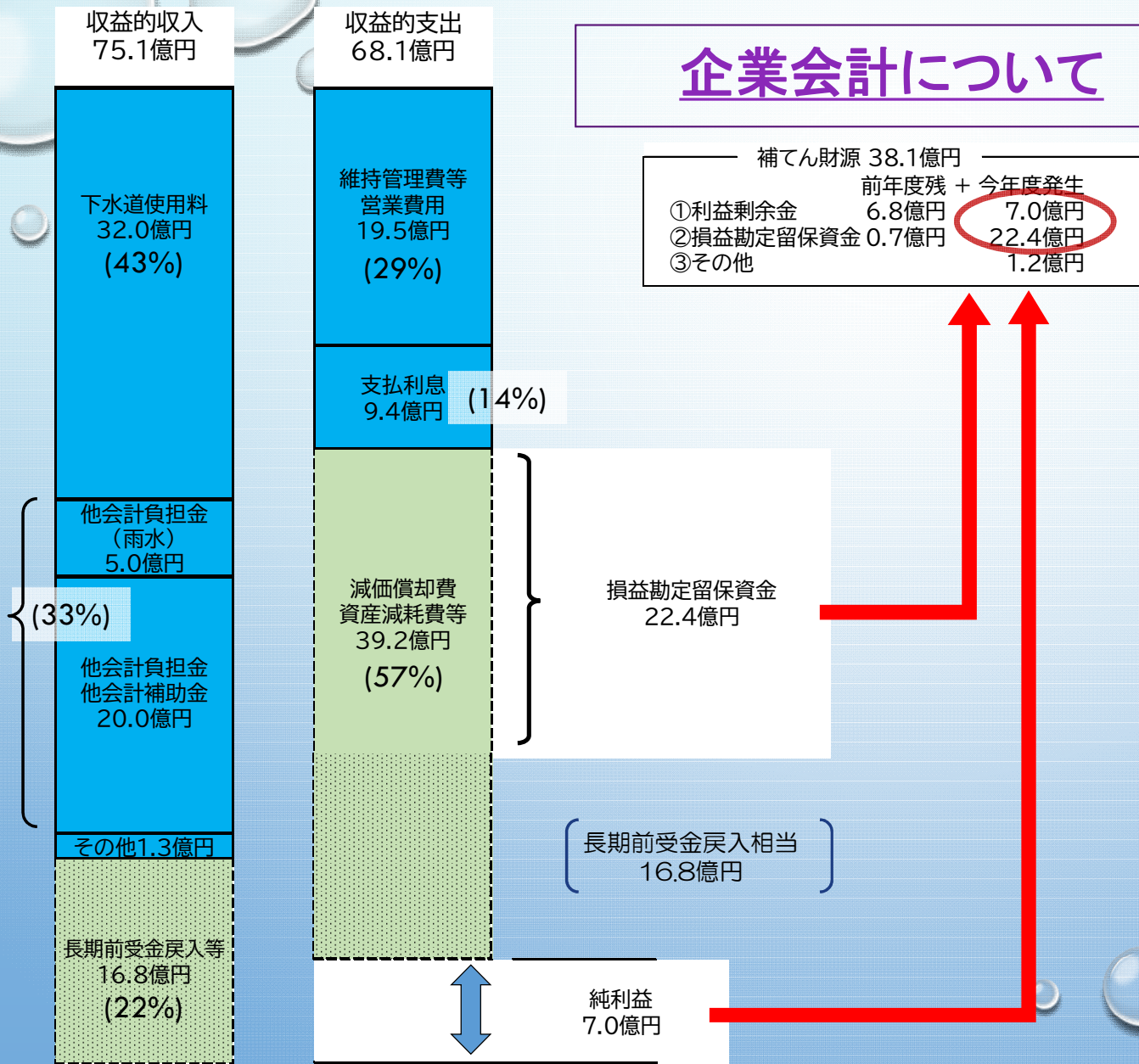
- ・下水道使用料
 - ・営業活動に関する補助
 - ・下水の処理費用
 - ・借入金の利息
 - ・減価償却費
- など

資本的収支

= 施設整備などに関する収入と支出

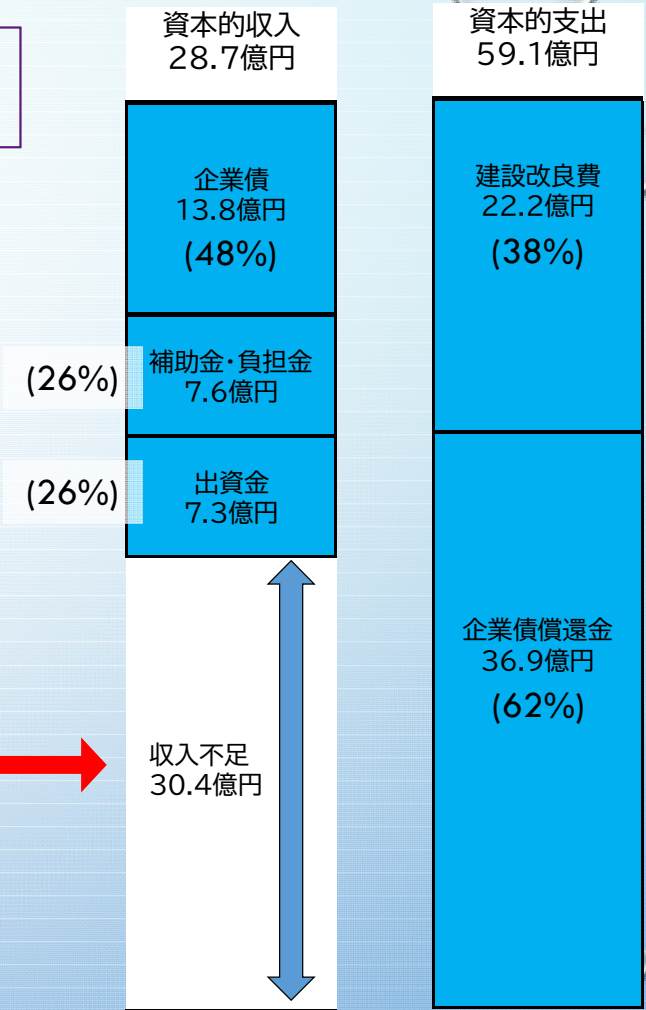
- ・施設整備のための経費
- ・借入金の元金返済金
- ・建設工事の借入金
- ・施設整備への補助 など

企業会計について



企業会計について

補てん財源 38.1億円		
	前年度残	+ 今年度発生
①利益剰余金	6.8億円	7.0億円
②損益勘定留保資金	0.7億円	22.4億円
③その他		1.2億円



企業会計について

収益的収入
75.1億円

収益的支出
68.1億円

下水道使用料
32.0億円

維持管理費等
営業費用
19.5億円

他会計負担金
(雨水)
5.0億円

支払利息
9.4億円

他会計負担金
他会計補助金
20.0億円

減価償却費
資産減耗費等
39.2億円

その他1.3億円

長期前受金戻入等
16.8億円

補てん財源 38.1億円

	前年度残	+ 今年度発生
①利益剰余金	6.8億円	7.0億円
②損益勘定留保資金	0.7億円	22.4億円
③その他		1.2億円

損益勘定留保資金
22.4億円

純利益
7.0億円

資本的収入
28.7億円

資本的支出
59.1億円

企業債
13.8億円

建設改良費
22.2億円

補助金・負担金
7.6億円

出資金
7.3億円

企業債償還金
36.9億円

収入不足
30.4億円